

○川西町「人・農地プラン」検討会設置要綱

平成 24 年 8 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成 24 年 23 経営第 2955 号農林水産事務次官依命通知）に基づき、地域での話合いにより、地域の中心となる経営体（以下「経営体」という。）の確保、経営体への農地の集積、経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方等を記載した人・農地プランについて検討するため、川西町「人・農地プラン」検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「人・農地プラン」の作成に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(委員)

第 3 条 検討会の委員は、次に掲げる組織等から選出された 10 名以内の者をもって構成する。

- (1) 川西町農業委員会
- (2) 川西町農家組合
- (3) 川西町地域農業再生協議会
- (4) 結崎ネブカ生産部会
- (5) 奈良県農業協同組合川西支店
- (6) 認定農業者
- (7) 女性農業者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じた場合はこれを補充し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 検討会に会長、副会長を置く。

- 2 会長、副会長及び書記は委員の互選による。
- 3 会長は会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、その職務を代理する。

(検討会)

第6条 検討会は、会長が招集する。

- 2 会長は、検討会の議長となる。
- 3 検討会は、委員の半数以上が出席し、又は委任がなければ、開くことができない。
- 4 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、川西町事業課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。